

「土砂災害防止法」に基づく基礎調査にご協力をお願いします。

茨城県では、**土砂災害が発生するおそれのある危険箇所**において、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施しております。

基礎調査では、**現地の地形や地質等を調査するため、調査員が宅地等に立ち入る場合があります。**調査の主旨をご理解いただきまして、ご協力をお願いいたします。



※土砂災害防止法とは、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り）から住民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うものです。

※基礎調査とは、土砂災害のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況や土砂災害の発生のおそれがある土地の利用状況に関する調査のことです。

- 調査では、斜面や溪流などの地形・地質や住宅等の立地状況を、目視やテープ・ポール等の簡易計測により確認するほか、写真撮影等を行います。
- 調査対象の地区には、説明会や回覧等により、調査範囲や調査時期等について、事前にお知らせをいたします。
- 調査の結果、土砂災害が発生するおそれがあると認められた区域については、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を行います。

平成22年度 基礎調査実施予定市町村【平成22年7月30日現在】

- 小美玉市、大洗町（水戸土木事務所）
- ひたちなか市、那珂市、東海村（常陸大宮土木事務所）
- 常陸太田市（常陸太田工事事務所）
- 潮来市（潮来土木事務所）
- 阿見町、美浦村、利根町、守谷市（竜ヶ崎工事事務所）
- つくば市、つくばみらい市（土浦土木事務所）
- 下妻市、常総市（常総工事事務所）
- 古河市、坂東市（境工事事務所）
- ・調査箇所や調査時期等、詳細については、管轄する土木(工事)事務所までお問い合わせ下さい。
- ・調査予定市町村については、今後変更となる可能性もあります。
- ・**土砂災害が発生するおそれのある危険箇所**については、河川課HPTトップの **土砂災害危険箇所マップ** よりご確認ください。